

プラスチックのリサイクル

大量排出業者に義務化へ

環境、経済産業両省は二

十日、包装資材や建材などのプラスチックごみを大量に排出する事業者に、リサイクルを義務付ける方針を明らかにした。現在は工場やオフィスから出るプラスチックの大半が焼却処分されている。家庭ごみと同様に分別を促し、資源循環を進める。来年の通常国会に関連法案を提出し、早ければ二〇二二年度からの適用を目指す。

義務付け方針は両省が二十日の有識者会議で示し、

おおむね了承された。

大量に排出する事業者は「プラスチック資源」として分別し、リサイクル業者に引き渡すこととする。中小事業者にもリサイクルを促すが、義務付けはしない方向だ。義務化の対象など具体案は今後詰める。

経済団体は二十日の会議で「中小事業者は経営を優先せざるを得ない。可能な限り自主性を尊重する仕組みにしてほしい」と訴えた。

一八年に国内で発生した



プラスチックごみ ペットボトルや弁当容器などプラスチック製品の廃棄で生じたごみ。容器包みは電気・電子機器やケーブル、建材が多いのが特徴で、生産や加工の過程で生じる不良品などの「ロス」も少なくない。2018年に国内から出たプラスチックのうち、製品の原料などにリサイクルされたのは3割程度だった。

プラスチックは八百九十一万トン。半分を超える四百六十二万トンが事業活動に伴ったごみだが、リサイクルへ回す事業者は一部にとどまっていた。

残り四百二十九万トンの大半を占める家庭ごみは、プラスチック製品と容器包装を一括回収してリサイクルする方針を既に決めている。

二十日の会議ではこのほか、スーパーや飲食店で提供されるストローやスプーンといった使い捨てプラスチックの削減を飲食店や小売業者の義務とする方針を提示。接客時に使うかどうかの意向を確認したり、素材を環境への負荷が低いバイオマスプラスチックへ切り替えたりすることを想定している。